

建築物木材利用促進協定書（仮称）

実施主体（以下、「甲」という。）と秋田県（以下、「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下、「法律」とする。）第 15 条第 1 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 本協定は、法律及び「木材利用の促進に関する指針」に即し、甲及び乙の連携及び協力により、建築物木材利用促進構想（以下、「構想」という。）の達成に寄与することを目的とする。

（甲による木材の利用に関する構想）

第 2 ※構想の内容を記載

（構想の達成に向けた取組の内容）

第 3 構想の達成に向けた取組は、次のとおりとする。

（1）甲の取組

※構想の達成に向けた取組の内容を記載。

（2）甲の構想を達成するための乙による支援

本取組の周知や P R を行うと共に活用できる支援制度や木材利用の係る技術的な情報提供等を行う。

（構想の対象区域）

第 4 本協定の対象区域を記載する。

※県外を含む場合は、秋田県内を含む取組とし、必要により具体的な区域を記載。

（協定期間）

第 5 本協定は、 年 月 日から 年 月 日まで効力を有するものとする。

2 本協定の 年 月 日以降の取扱いについては、甲、乙からの継続の申出により、特段の事情がない限り、延長できるものとする。

3 前項の場合においては、別途書面において協定期間を延長するものとする。

（その他必要と認められる事項）

第 6 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

2 本協定の実施につき疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 通を作成し、甲乙記名の上、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 実施主体

乙 秋田県知事